

公益財団法人核物質管理センター理事の選任の理由等について

当センターの使命、当該役員（理事）に求められる経験や知識

当センターは、原子力の平和利用とエネルギーの安定供給の確保に貢献するとともに、日本国における核物質管理の円滑な実施のために、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下、「原子炉等規制法」という。）に基づく指定機関として重要な役割を担っている。

指定機関としての法人を運営する役員の一員である業務執行理事として、保障措置検査分析等の指定機関業務の適正な執行、職員の指導育成、国際原子力機関（IAEA）との連絡・調整等を、適確に遂行するための経験や知識が求められる。

選考プロセス

役員を選考にあたっては、より一層の透明性の確保を図り、また広く人材を求めるべく、令和8年1月5日から2月27日の間公募を行った。公募には2名の方が応募された。

公募後、役員候補者選考委員会による選考（書類審査及び面接）を経て、役員選任の権限を有する評議員会へ、役員候補者名簿が提出された。

評議員会では、公募への応募者全員の履歴書等応募関係書類及び役員候補者選考委員会での選考結果を含め総合して審議し、当センター理事の最適任者として小林功氏が選任された。

評議員会での選任後、原子炉等規制法（第61条の23の11）に基づき原子力規制委員会の認可を申請し、令和8年6月15日に原子力規制委員会の認可を受けた。

役員候補者選考委員会の委員の構成

評議員2名、外部有識者3名の計5名

選任の理由

小林功氏は、職員及び理事として当センターにおける長年の実務経験（情報管理部における情報整理課長等、企画部（当時の組織）での管理職、東海保障措置センター（所長）、検査管理室（室長）、理事として3期約6年の組織運営）を有しており、尚且つ更なる経営への参画について明確な目的および意欲を持っている。

同氏が持つ経験と知識及び現状の組織に対する具体的な問題意識と今後の組織運営の在り方について検討する企画力・実行力は今後のセンター運営にとって必要であり、理事として最適任とされた。

以上